

尾瀬国立公園における尾瀬生態系維持回復事業計画策定の概要

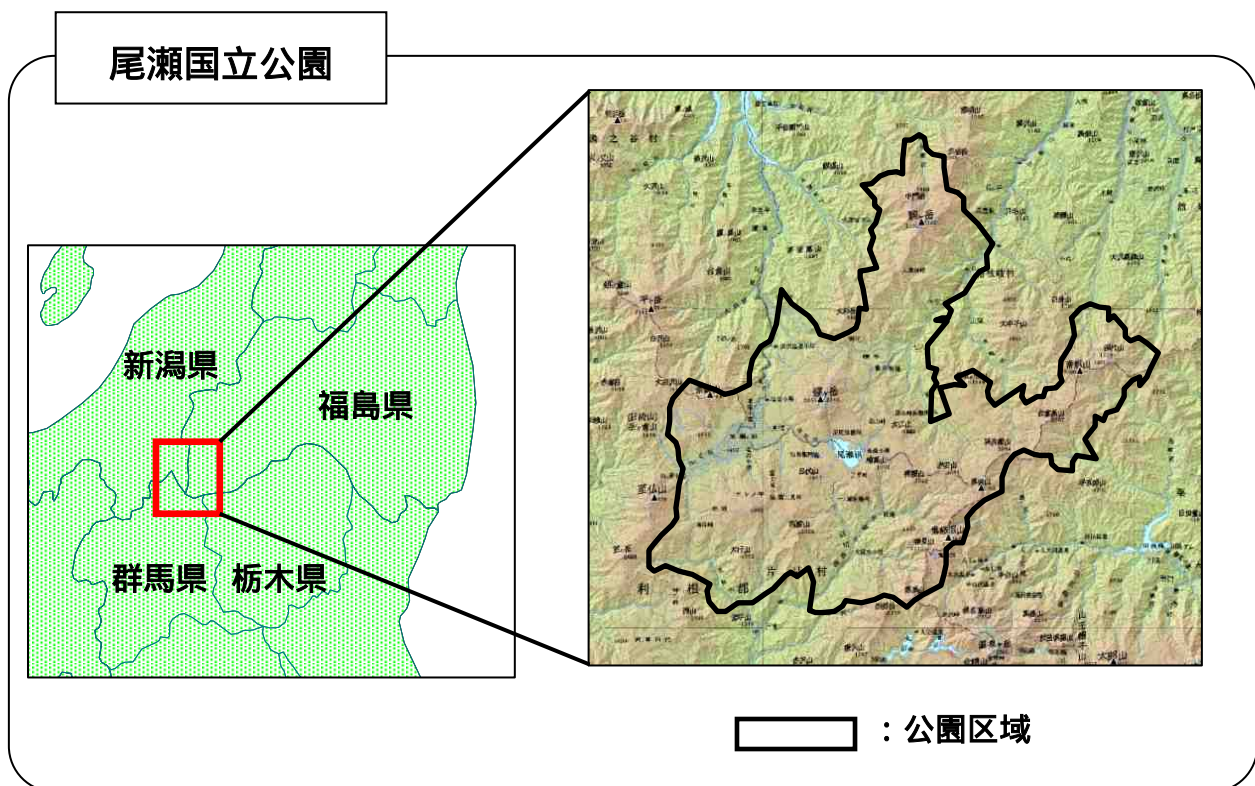
1 経緯

尾瀬国立公園は、昭和 9 年に日光国立公園として指定された地域に、会津駒ヶ岳や帝釈山地域を加えて、平成 19 年に日光国立公園から独立するかたちで指定された。

尾瀬国立公園の核心地域である尾瀬ヶ原や尾瀬沼周辺には希少な湿原植物や多くの高山植物が生育しているが、1990 年代半ばにニホンジカの生息が初めて確認されて以来、ニホンジカによる植生荒廃等の被害も顕在化しており、尾瀬本来の生態系へ不可逆的な影響を与えるおそれがある。

このため、平成 22 年 10 月 21 日から平成 26 年 3 月 31 日を計画期間とする尾瀬生態系維持回復事業計画を農林水産省及び環境省で策定し、計画に基づき調査・モニタリングやシカの捕獲等のニホンジカ対策を講じるとともに、尾瀬に関わる多様な主体がニホンジカ対策に参画し地域一体となって取り組む体制を構築したところであるが、ニホンジカの生息数やシカによる植生への採食圧を低減させるには至っておらず、引き続き、地域が一体となって取り組む必要がある。

以上のことから、尾瀬生態系維持回復事業計画を改めて策定し、地域の関係者と連携してニホンジカ対策を推進することで、ニホンジカによる生態系への影響を低減し、本公園の有する原生的な生態系の維持又は回復を図るものである。



2 生態系維持回復事業計画の策定

生態系維持回復事業計画の名称

尾瀬国立公園 尾瀬生態系維持回復事業計画

生態系維持回復事業計画の策定者

尾瀬生態系維持回復事業計画

農林水産省、環境省

生態系維持回復事業計画の計画期間

平成26年4月1日から事業目標を達成するまで

生態系維持回復事業の目標

省略

生態系維持回復事業を行う区域

尾瀬生態系維持回復事業計画

尾瀬国立公園全域

生態系維持回復事業の内容

省略

生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

省略

詳細は、尾瀬生態系維持回復事業計画（環境省原案）を参照